

大阪市立西区民センター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大阪市立西区民センター（以下「区民センター」という。）の使用許可及び使用期間に関し、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請の優先）

第 2 条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第 2 条第 2 項ただし書に基づき、使用期日の 6 月前の日前であっても、使用期日の 9 月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用」という。）を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であって、西区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

- (1) 大阪市・西区役所が主催又は共催する事業を行うための使用
- (2) 西区民センターの指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用
- (3) 大阪市・西区役所からの委託による事業を行うための使用
- (4) 大阪市・西区役所が後援する事業を行うための使用
- (5) 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、西区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 国・地方公共団体およびこれらに準ずる機関が実施する公益的事業・集会

（優先使用の申請）

第 3 条 優先使用の申請については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第 2 条第 1 項の定めにより、使用期日の 9 月前の日から 6 月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

（使用許可）

第 4 条 指定管理者は、前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、2 日以内に許可を決定するものとする。

（優先使用内容の掲示）

第 5 条 指定管理者は、第 3 条の申請があったときは、申請のあった日の 7 日以内の日から当該使用期日の 6 月前の日まで、区民センター内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

（使用権譲渡の制限）

第 6 条 第 4 条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又

は他人に使用させてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、優先使用、使用期日制限解除の許可に関し必要な事項は、指定管理者と西区長が協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、「6月前」を「9月前」に改正する規定は、平成22年4月28日から施行し、「3月前」を「6月前」に改定する規定は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表

団 体 名	団 体 名
西船場地域活動協議会	西区 PTA 協議会
江戸堀地域活動協議会	西区学校保健協議会
靱地域活動協議会	西区更生保護女性会
明治地域活動協議会	西区地域女性団体協議会
広教地域活動協議会	西区青少年福祉委員連絡協議会
一般財団法人 西六福社会館	西区青少年指導員連絡協議会
堀江地域活動協議会	西区体育厚生協会
高台地域活動協議会	西区スポーツ推進委員協議会
日吉地域活動協議会	西区子ども会連合協議会
本田地域活動協議会	松島少年広場運営委員会
九条東地域活動協議会	西区視聴覚教育協議会
九条南地域活動協議会	西区民生委員協議会
九条北地域活動協議会	西区公衆衛生協会
一般社団法人 西工業会	一般社団法人 大阪市西区医師会
大阪中部ライオンズクラブ	西区歯科医師会
大阪四ツ橋ライオンズクラブ	西区薬剤師会
大阪西南ロータリークラブ	西区身体障害者団体協議会
大阪うつぼロータリークラブ	西区食品衛生協会
西区選挙管理委員会	(社福)西区社会福祉協議会
西区地域振興会	西区老人クラブ連合会
淀川左岸水防事務組合西区防潮本部	西区防火協力会
西区商店会連盟	西防犯協会
西区花と緑のまちづくり推進委員会	西交通安全協会
交通事故をなくす運動西区推進本部	手話サークル ながほり
西区母と子の共励会	西区健康づくり推進協議会(コスモス会)
西区人権啓発推進協議会	西区食生活改善推進員協議会(つたの会)
西地区保護司会	